

## 農林水産商工委員長報告

令和3年11月定例会（12月22日）

農林水産商工委員長報告をいたします。

今定例会において農林水産商工委員会に付託されました議案のうち、既に11月25日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「公の施設の指定管理者の指定について」など一般事件案2件、「令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）」など予算案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、農林水産部所管分の第145号議案「公の施設の指定管理者の指定について（島根県花振興センター花ふれあい公園）」では、委員から、次期指定管理者の選定については、現契約よりも減額された額での契約予定だが、減額により利用者サービスに影響を及ぼさないようにしてほしいとの意見がありました。

また、別の委員から、入園者数を増やしていくには、現在の入園料を値上げしてでも、入園者を飽きさせない目新しい展示を随時企画できるようにしてはどうかとの意見や、山野草やあじさい等特化した品目を展示した方が、より魅力が増すのではとの意見があり、執行部からは、この公園の設立目的は、各種の教室など体験を通じて、花にふれあい、花に学び、園芸及び自然に興味を抱いてもらうことである。現在は多品種の展示を行うとしているが、より入園者に満足していただける施設を目指し様々な工夫を検討していきたいとの回答がありました。

次に、第129号議案「令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）」のうち商工労働部所管分については、委員から、関東や関西の都市部に進学した学生が島根県内での就職を考えるようにするためには、都市部との給与格差をなくすような取組をすべきであるとの意見があり、執行部からは、企業の経営が安定し働き続けやすい職場づくり等改善を支援することで、より処遇改善につながるよう引き続き様々な取組を検討していきたいとの回答がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申

し上げます。

まず、農林水産部所管事項についてであります。

「次期特定鳥獣保護・管理計画について」では、委員から、これまでツキノワグマの被害防止策でゾーニングの管理が行われてきたが、クマが人里に出てこないように、より具体的な対策が必要であるとの意見がありました。

また、別の委員から、効果的な鳥獣被害対策を行うには、まずは十分な予算を確保し、正確な生息頭数を調査・把握することが重要であるとの意見がありました。

次に、「燃油価格高騰対策について」では、委員から、総務省から市町村向けの特別交付税措置として、農林漁業者をはじめ他の事業者や生活困窮者への助成もあるので、市町村がこの制度も活用できるよう周知してほしいとの意見があり、執行部からは、まずは、農林水産省と事業加入者である施設園芸を行う農業者及び漁業者が積み立てた資金から補てん金が交付されるセーフティーネット構築事業を活用することで対象者を支援し、併せて総務省の制度も確認したいとの回答がありました。

次に、農林水産部・商工労働部共管事項についてであります。

「Go To Eatキャンペーンしまねの実施状況について」では、委員から、販売済券の未換金額はどのように処理されるかとの質問があり、執行部からは、国の通知では食事券事務局が国・県と協議し処理方法を検討することとされており、県への寄附も可能とされているので、未換金を県民に有効に活用いただけるように、同事務局と調整していきたいとの回答がありました。

次に、商工労働部所管事項についてであります。

「事業継続特別給付金について」では、委員から、この度の不適切な文書送付事案から事業継続特別給付金事務局の選定の考え方や経緯等について質問があり、執行部からは、企画提案の公募を実施し、提案内容の審査では、国の持続化給付金等の実績や申請サポートデスクを設ける独自の提案等を評価して決定したとの回答がありました。

以上、農林水産商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。